

規 番	則 号	さいたま市議会規則	公布年月日
1		さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則	平成30年3月20日
2		さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則の一部を改正する規則	平成30年6月29日
3		さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則を廃止する規則	平成30年7月17日

## さいたま市議会規則第1号

さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則

平成30年6月に招集されるさいたま市議会の会議の傍聴人の定員は、さいたま市議会傍聴規則（平成13年さいたま市議会規則第2号）第10条第1項の規定にかかわらず、一般席6人及び報道関係者席8人とする。

附 則

この規則は、平成30年さいたま市議会6月定例会の招集の日から施行する。

## さいたま市議会規則第2号

さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則（平成30年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
平成30年6月に招集されるさいたま市議会の会議の傍聴人の定員は、さいたま市議会傍聴規則（平成13年さいたま市議会規則第2号）第10条第1項の規定にかかわらず、一般席6人及び報道関係者席8人とする。 <u>ただし、議長が特に認めたときは、当該定員を超えて傍聴させることができる。</u>	平成30年6月に招集されるさいたま市議会の会議の傍聴人の定員は、さいたま市議会傍聴規則（平成13年さいたま市議会規則第2号）第10条第1項の規定にかかわらず、一般席6人及び報道関係者席8人とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### さいたま市議会規則第3号

さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則を廃止する規則

さいたま市議会の会議の傍聴人の定員の特例に関する規則（平成30年さいたま市議会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。